

(2) 貸切バスの追突事故

12月28日（金）午前7時59分頃、千葉県の市道において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客15名を乗せ運行中、道路左側に駐車中のトラックに追突した。
この事故により、当該バスの乗客1名が重傷を負い、14名が軽傷を負った。

(3) 法人タクシーの死傷事故①

12月28日（金）午後11時30分頃、神奈川県の手道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せ運行中、路上横臥者をひいた。
この事故により、路上横臥者が死亡した。

(4) 法人タクシーの火災事故

12月29日（土）午前1時05分頃、長崎県のコンビニエンスストア駐車場において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、方向転換した際、後続車の運転者から「車から火が出ている」と指摘を受け確認したところ、車両前方から出火していた。
この事故による負傷者はなかったが、車両が全焼した。

(5) 法人タクシーの衝突事故

12月29日（土）午後10時00分頃、三重県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客4名を乗せ運行中、店舗駐車場から右折にて国道に出たところ、右方向から走行してきた乗用車と衝突した。
この事故により、当該タクシーの乗客3名と運転者が死亡し、乗客1名と乗用車の運転者が重傷を負った。

(6) 法人タクシーの死傷事故②

12月30日（日）午後11時26分頃、広島県の県道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客3名を乗せ運行中、道路を横断していた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故当時、歩行者側が赤信号であった模様。

(7) トラックの追突事故

12月30日（日）午前7時50分頃、京都府の高速道路において、熊本県に営業所を置くトラックが運行中、単独事故を起こして路肩に停車していた軽自動車に追突し、更に軽自動車の前に停車していた車両2台に衝突した。
この事故により、軽自動車の運転者と事故対応をしていた男性1名が死亡した。
現場は、緩やかな右カーブで、事故当時は雪が降っていた模様。

上記7件の死傷者数計：死亡8名、重傷3名、軽傷14名（速報値）



2. トピック

(1) タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の導入の周知について

(配信日 : H30. 12. 28)

平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設されました。

今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあります。

つきましては、自動車運送事業者の皆様におかれましては、下記の事項について留意いただくようお願いします。

記

○直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。

○降積雪期に、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のある場合、タイヤチェーンの携行に努めること。

※チェーン規制に関する詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001110.html

(2) 継続的に安全に取り組む貸切バス事業者が増えています!～「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく認定について～

(配信日 : H30. 12. 21)

貸切バス事業者安全性評価認定委員会において認定が行われ、最高ランクの三ツ星認定事業者は316者から78者増加し、394者になりました。

公益社団法人日本バス協会において実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づき、安全確保への取組状況が優良な貸切バス事業者について、貸切バス事業者安全性評価認定委員会の認定が行われました。

- 認定年月日 平成30年12月19日（水）
※今回の認定は、既存の認定事業者の更新結果です。
※二ツ星の認定を2年間継続し、一定の基準を満たした事業者については、
今回の認定から三ツ星として認定されております。
- 総認定事業者 1,718者
三ツ星（★★★） 394者
二ツ星（★★） 328者
一ツ星（★） 996者

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000298.html

(3) 事故の少ない、Gマークトラック!!平成30年度7,335事業所認定!!

(配信日 : H30.12.14)

今回の認定により、Gマーク事業所は全国で25,343事業所（全てのトラック事業所の29.6%）となり、更に、安全運行を励行するトラックが増えてきています。トラックはひとたび事故を起こせば、重大事故に発展することが多く、被害は甚大です。

平成29年（1月～12月）の事業用トラック1万台あたりの事故件数をとりまとめたところ、Gマーク認定を取得したトラックの死亡・重傷事故の件数は、認定を取得していないトラックと比較して半数以下となっています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000164.html

(4) [聴講者募集] 平成30年度 自動車事故防止セミナーを開催します。【九州運輸局発】

(配信日 : H30.12.14)

九州運輸局では、「事業用自動車総合安全プラン」に基づき、事故の削減を目指し自動車事故防止対策の推進を図るため、睡眠不足や健康起因による事故の防止をテーマに下記のとおり聴講者を募集します。

記

1. 期日 平成31年2月28日（木）
13時00分～17時10分（受付12時15分～）
2. 会場 東市民センター なみきホール

福岡市東区千早4丁目21番45号 (TEL : 092-674-3981)

3. 受講者 300名 (予定)
 4. 講演演目 報道発表資料のとおり
 5. 聴講申込 「セミナー聴講申込書」(資料裏面)にて事前申込みをお願いします。
受付期間 平成30年12月3日(月)～平成31年2月1日(金)
- ※定員になり次第、締め切らせていただきますのでご了承ください。

以上

◇九州運輸局からのメッセージ

当セミナーでは、事故防止対策について広く理解を深めていただくことを目的としております

参加・聴講は無料ですので是非この機会にご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にしていただければ幸いです。

※「セミナー聴講申込書」は九州運輸局HP(下記URL)より取得可能です。

→ http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/00001_00047.html

(5) 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!!

(配信日 : H30. 12. 7)

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故・事件等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。

国土交通省では、12月10日～翌年1月10日までの期間を、「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間」と定め、各事業者等の方々による自主点検を通して、安全性の向上と、輸送安全等に対する意識の高揚を図っております。

各自動車運送事業者等の方々におかれましては、自主点検を実施し、輸送の安全確保に努めましょう。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

(6) 年末年始におけるテロ対策の徹底について

(配信日 : H30. 12. 7)

国土交通省では、これまでも国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところです。

平成31年以降、即位の礼、G20大阪サミット、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック東京大会等の国際イベントの開催を控え、テロ対策につい

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/hotline.html>)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

